

定款

一般社団法人シンママラボ

一般社団法人シンママラボ定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人シンママラボと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、シングルマザーの支援と、シングルマザー家庭の子どもの支援を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 企業の設立、合併、整理及び清算に関するコンサルティング業務
- (2) EC（電子商取引）サイト、その他各種ウェブサイトの企画、制作、販売、配信、運営及び管理
- (3) アウトソーシング事業の受託及び請負
- (4) 労働者派遣事業
- (5) 有料職業紹介事業
- (6) 人材の育成、職業適性、能力開発のための教育及びカウンセリング業務
- (7) 研修、セミナー、講演会、講習会等の各種催事の企画、立案、実施、運営及びそれらに関するコンサルティング業務
- (8) 性別や人種問題に関する啓発活動
- (9) 学術大会及びセミナーの開催
- (10) 学術出版物の発行
- (11) スクール、サロン等の経営及び開設指導
- (12) 各種勉強会の開催、会員間の情報交換及び相互交流
- (13) 資格認定のための養成講座、資格コースの企画、運営及び認定事業
- (14) 各種養成講座の運営、開催及び検定試験の実施
- (15) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(入会)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会したものを会員とする。

2 当法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 一般会員 当法人が行うイベントに参加するために入会した者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

（経費等の負担）

第6条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）

第7条 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除名）

第8条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

（会員の資格喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失した時は、当法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

（開催）

第11条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第17条 当法人に、理事3名以上を置く。

2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事を持って理事長とする。

3 理事のうちから、副理事長を定めることができる。

(選任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第25条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(合併等)

第27条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第28条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 基 金

(基金を引き受ける者の募集)

第30条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第31条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還手続)

第32条 基金の返還手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年11月30日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第34条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都杉並区和田3丁目58番9号パークサイド東高円寺403

設立時社員 佐藤 笑美里

住所 福岡県福岡市博多区千代5丁目9番903号市営千代東住宅2棟

設立時社員 尾崎 衣知子

(設立時の理事)

第35条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐藤 笑美里

設立時理事 尾崎 衣知子

設立時理事 宮本成実

(設立時の代表理事)

第36条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

住所 東京都杉並区和田3丁目58番9号パークサイド東高円寺403

設立時代表理事 佐藤 笑美里

(法令の準拠)

第37条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人シンママラボ設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和5年11月30日

設立時社員 佐藤 笑美里

設立時社員 尾崎 衣知子